

行政委員会事務局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について  
(少額随意契約を除く)

令和3年度第3四半期

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市議會議員東淀川区選挙区補欠選挙用ポスター掲示場作製・設置等業務委託	看板	(株)綜合工芸社	2,125,200	令和3年10月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市議会議員東淀川区選挙区補欠選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 総合工芸社

### 3 隨意契約理由

本業務は、公職選挙法第144条の5及び大阪市選挙ポスター掲示場条例第1条に基づき、同法第143条第1項第5号のポスターの掲示場を作製・設置し、選挙期日までに生じた破損の修繕等を行い、選挙後には撤去の上処分を行うものである。

令和3年10月12日に東淀川区選挙区選出の守島正議員が市議会議長に対して、辞職の申出を行った。

その後の手続としては、関係法令に基づき、同月13日に、市会本会議で辞職の許可、議員辞職、市議会議長から市選挙管理委員会への議員欠員通知、大阪市選挙管理委員会の開催が見込まれている。

また、公職選挙法の規定では、市議会議長からの通知受領後、市選挙管理委員会において、事由発生の日から50日以内の日を選挙期日と定めなければならないとなっているところ、同日開催予定の大坂市選挙管理委員会において、市議会議員東淀川区選挙区補欠選挙の執行期日を議決する予定である。

なお、市選挙管理委員会としては、議員辞職があった場合については、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙と同日に補欠選挙を執行する方向で議論している。

その場合、告示日となる10月22日の前日である10月21日までにポスター掲示場の設置を完了しなければならず、設置に向けた日程は非常にタイトとなる。通常、ポスター掲示場の作製・設置にあたっては、設置場所の状態に応じた設置方法の検討や設置ルートの確認、作業日時の調整など区選挙管理委員会（以下「区選管」という。）や設置場所の管理者等との綿密な調整が必要であり、日程が非常にタイトである本件では、期限内に設置を完了することは、非常に困難な状況となっている。

しかしながら、本件ポスター掲示場を、既に準備を進めている衆議院小選挙

区選出議員選挙（以下「衆院選」という。）に係るポスター掲示場の設置に向けた区選管や設置場所の管理者等との調整内容を活用し、衆院選に係るポスター掲示場と隣接した箇所に設置すれば、期限内に設置を完了することが可能となると考えている。

以上のことから、既に衆議院に係る大阪市東淀川区が含まれるブロックのポスター掲示場作製・設置等業務委託契約を締結している株式会社綜合工芸社を特名し契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）